

## 令和8年度チャレいば助け合い隊応援事業（概要）

チャレンジいばらき県民運動では、行政の届きにくい、地域の切実な課題やニーズに対応するためのボランティア活動に対し支援を行うため、次の補助事業を実施します。

補助対象者	<p>①ネットワーク等連絡協議会          ②複数の地域活動員から編成されるグループ          ※①、②の場合：NPO法人やボランティアサークル、自治会などの地域住民組織との共催も可          ③ネットワーク等連絡協議会が推薦するボランティア団体等          ※③の場合：団体等の活動に地域活動員が関わっていることが必要          ④いばらきチャレンジクラブの会員である個人が編成するグループ又は団体等          ※④の「いばらきチャレンジクラブ」は、新たに社会活動にチャレンジしようとする方々の情報収集や仲間づくりの場として設置した会員登録制（無料）のクラブであり、また、対象となるグループ・団体等は非営利であること。          ⑤いばらきチャレンジアワード2025受賞団体（知事賞、理事長賞を除く）</p>
対象となる活動内容	<p>行政の支援が届きにくく、かつ地域の切実な課題やニーズに応えるための地域活動であること。  <u>※既存事業への単なる充当は対象外。</u>  <u>ただし、事業活動範囲の拡大や、新規事業を追加して行うような場合は対象とする。</u></p>
補助金額等	10万円以内 補助率 10/10 ※概ね 10 団体
募集期間	<p>令和8年4月1日（水）～令和8年5月18日（月）          ※活動を開始する14日前までに申請が必要。          ※申請状況により、募集期間の延長あり。</p>
応募方法	<p>「チャレいば助け合い隊応援事業実施要項」に定める申請書、事業計画書、収支予算書等を下記まで郵送／持参により提出してください。</p> <p>&lt;応募先&gt;          〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎2階          チャレンジいばらき県民運動事務局          チャレいば助け合い隊応援事業 担当宛</p>

**【想定される事業例】**

分野	活動内容
高齢者に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流サロンの運営 （ITを活用したサロン運営、スマホ教室など）</li> <li>・買物支援</li> </ul>
児童に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども食堂 （食堂運営支援、食材調達・運搬など）</li> <li>・学習支援 （無料塾など）</li> <li>・登下校の見守り</li> <li>・通学路の環境整備</li> <li>・子育て世代の親を対象とした交流サロン</li> </ul>
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化防止のための取組 （緑のカーテン作り方教室など）</li> <li>・食品ロス削減に向けた取組み</li> <li>・地域のゴミ拾いなどのクリーン作戦</li> <li>・水質浄化活動</li> </ul>
地域の防犯・防災活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に備えた炊き出し訓練</li> <li>・防災研修</li> <li>・夜間パトロール</li> </ul>

※この他、対象事業につきましては、ご相談ください。

**【対象経費（例）】**

項目	対象経費の例
報償費	・無料塾や交流サロン等で講座を実施する場合の外部講師に対する謝金（1人当たり2万円/日を上限）
旅費	・活動に必要な燃料費 (例) 子ども食堂の食材や回収したゴミ等の運搬に係るガソリン代 等
消耗品費	・事務用品の購入費 等 ・感染予防のためのマスク・消毒液の購入費 等
印刷製本費	・事業の案内や協力会員募集のためのチラシ等の印刷費 等
食糧費	・子ども食堂等を実施する場合の食材費 等 ・熱中症予防のための飲料費 等
備品購入費	・事業に不可欠な備品
通信運搬費	・郵送料（例）チラシの郵送料 等
保険料	・事業参加者へのボランティア保険料
使用料及び賃借料	・子ども食堂、交流サロン等を実施する場合の会場使用料 ・高齢者向けスマホ・タブレット活用講座やオンラインサロンを実施する場合の会場使用料、通信機器賃借料 等

以下の経費は対象外です。

- ① 団体の運営に係る経常的経費（事務所の家賃、光熱水費など。申請した活動にかかる経費と明確に区分できない経費を含む。）
- ② スタッフの人件費
- ③ その他、チャレンジいばらき県民運動が不適切と認める経費